



3 小 防 第 5 号
令和3年4月1日

小郡三井医師会 御中

小郡市長 加 地 良 光
(防災安全課防災係)



小郡市防災会議委員の推薦について（依頼）

早春の候、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より、本市の防災行政につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴団体から本市防災会議委員として推薦していただいております島田昇二郎様が委員の変更がありましたら、下記のとおり次期委員を推薦いただきますようお願い申し上げます。なお、委員の推薦にあたりましては、本市の施策として、防災分野への男女共同参画の視点の導入を図るため、女性委員の推薦について特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます（※必ずしも会長の充て職としていただく必要はございません。）

記

1. 推薦者数 1 名
2. 任 期 委嘱日（5月中旬）から令和5年3月31日まで
3. 防災会議 原則として年1回開催（5月中旬開催予定）
 ※費用弁償あり 4, 700円／回
4. 提出書類 別紙「小郡市防災会議委員の推薦について」
5. 提 出 先 防災安全課防災係
6. 提出期限 令和3年4月21日（水）
7. 参 考 ・小郡市防災会議条例
 ・小郡市防災会議委員名簿（令和3年3月31日現在）

小郡市役所 防災安全課 防災係 担当 丸山・野見山
住 所：小郡市小郡255番地1
TEL：0942-72-2111（内242）
FAX：0942-73-4466

【別 紙】

令和 年 月 日

小郡市長 殿

団 体 名 _____

代表者名 _____ ⑩

小郡市防災会議委員の推薦について

このことについて、次の者を防災会議委員として推薦します。

団体名・役職	氏 名	性 別
		男・女
住 所	電話番号	備 考

小郡市防災会議委員名簿

設置根拠:「小郡市防災会議条例第1条」

任期:平成31年4月1日～令和3年3月31日

令和3年3月31日現在

	選出根拠	氏 名	所属団体名	備考
1	条例第3条第2項	加地 良光	小郡市長	
2	条例第3条第5項第1号	松木 洋忠	国土交通省筑後川河川事務所長	新任
3	条例第3条第5項第2号	宇都宮 剛	福岡県消防防災指導課長	
4		荒殿 宏	福岡県久留米県土整備事務所長	新任
5		石松 健一	福岡県朝倉農林事務所長	
6		堤 仁志	福岡県北筑後保健福祉環境事務所長	
7	条例第3条第5項第3号	守永 浩一郎	福岡県小郡警察署長	
8	条例第3条第5項第4号	見城 俊昭	小郡市副市長	
9		宮田 浩之	小郡市都市建設部長	新任
10		中村 律子	小郡市市民福祉部長寿支援課長(女性管理職)	
11	条例第3条第5項第5号	秋永 晃生	小郡市教育長	新任
12	条例第3条第5項第6号	秋吉 弘章	久留米広域消防本部消防長	
13		柳原 和敏	小郡市消防団長	新任
14	条例第3条第5項第7号	津留崎 利浩	九州電力送配電株式会社 甘木配電事業所長	
15		坂本 真也	NTTフィールドテクノ 九州支店 福岡営業所 設備統括部門 サービス運営・災害対策担当課長	
16	条例第3条第5項第8号	北島 一	陸上自衛隊小郡駐屯地司令兼第5施設団長	新任
17		島田 昇二郎	小郡三井医師会長	
18		山田 則行	小郡市区長会	新任
19		釘本 和子	おごおり女性協議会長	新任
20		竹腰 美佐子	小郡市民生委員児童委員協議会	
21		川野 裕佳子	小郡市消防団本部分団	

○小郡市防災会議条例

昭和46年10月1日

条例第347号

改正 昭和47年3月28日条例第383号

昭和50年12月27日条例第21号

平成16年3月30日条例第8号

平成21年3月26日条例第7号

平成24年9月27日条例第21号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小郡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平24条例21・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 小郡地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）第32条第1項に規定する水防計画を作成し、及び、その実施を推進すること。
- (3) 小郡市の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

（平21条例7・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて任命する者

- 6 前項の委員の定数は、22人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平16条例8・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、小郡市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月28日条例第383号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年12月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(小郡市水防協議会条例の廃止)

- 2 小郡市水防協議会条例 (昭和53年小郡市条例第12号) は、廃止する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。